

令和4年12月定例会 企画財政委員会の概要

日時 令和4年12月16日（金） 開会 午前10時  
閉会 午後 0時59分

場所 第1委員会室

出席委員 藤井健志委員長  
逢澤圭一郎副委員長  
関根信明委員、宇田川幸夫委員、齊藤邦明委員、田村琢実委員、長峰宏芳委員、井上航委員、萩原一寿委員、白根大輔委員、柿沼貴志委員

欠席委員 なし

説明者 堀光敦史企画財政部長、西村朗政策・財務局長、堀口幸生行政・デジタル改革局長、仲山良二地域経営局長、島村克己企画総務課長、都丸久財政課長、石曾根祥子地域政策課長、近藤光交通政策課長、宍戸佳子会計管理者、岡精一出納総務課長、岩崎正史税務課長、袈裟丸大生活衛生課副課長、森山博久都市計画課副課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第138号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）	原案可決
第146号	埼玉県証紙条例を廃止する等の条例	原案可決
第147号	埼玉県手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第148号	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第150号	当せん金付証票の発売について	原案可決
第171号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第6号）	原案可決

2 請願  
なし

## 【付託議案に対する質疑】

### 関根委員

- 1 第138号議案のうち、地域公共交通運行継続支援事業費について、10月以降も乗合バス、タクシーにおける燃料費高騰分の支援を行う理由並びに予算化した積算根拠について伺う。
- 2 4月から9月分の支援実績について、事業者からの申請状況、実際の支援単価はどうだったのか。
- 3 第171号議案のうち、地下鉄7号線延伸計画調査業務について、債務負担行為を設定して、具体的にはどのような調査を実施するのか。
- 4 建設費の調査業務を令和4年度に前倒しする理由について伺う。
- 5 第147号議案について、手数料を徴収している事務のうち、手数料とは別に返信用封筒を求めているものはどの程度あるのか。
- 6 第150号議案について、インターネット販売の売上げが伸びているということであるがどの程度増えているのか。
- 7 さいたま市との配当割合の見直しはどのような経緯によるものか。

### 交通政策課長

- 1 県内業界団体によると、県内乗合バスの輸送人員はコロナ禍前と比較して2割程度、県内タクシーについては3割程度減少しており、コロナ禍での利用者減と燃料費高騰により、依然として大変厳しい経営状況が続いている。また、埼玉県バス協会及び埼玉県乗用自動車協会からは、県施策に対する要望書が提出されており、厳しい経営状況が続く中、引き続き、県の支援を望む声がある。このため、期間を9月末までとしている乗合バス、タクシーに対する支援制度について、更に6か月間延長し、引き続き、地域公共交通の運行継続を支援する。積算の考え方は6月定例会での補正予算の際と同様、過去の平均的な燃料価格と、今年度に入ってから最も高騰した時点の価格の差額を基に算定している。また、タクシー事業者に対する補助については、引き続き国の直接的な支援制度があるので、国の補助相当額を差し引いて算出した差額の中で、最も大きかった額を基に算定している。積算上の補助単価は、バス1台当たり96,000円、タクシーは1台当たり41,000円で、県内に事業所がある乗合バス事業者2,400台、タクシー事業者5,900台に対して補助することとしている。
- 2 バスについては、支援期間を通じて1台当たり79,837円を支給し、全てのバス事業者から申請をもらっている。タクシーについては、LPガス車は1台当たり22,064円、ガソリン車は1台当たり36,675円を支給し、申請率は法人タクシーが約99%、個人タクシーが約75%、タクシー全体で約88%となっている。
- 3 今回の調査業務では、令和5年度の要請に向け、今年度実施している地質調査の結果や、過去の鉄道建設の実績、現在の鉄道建設の実情等を考慮し、概算建設費や概算工期の精査を行うものである。この調査は当初令和5年度を想定していたが、前倒しして令和5年1月から業務を開始し、令和5年度にかけて業務を実施したいと考えている。調査に要する予算については令和4年度と令和5年度を合わせて840万円を見込んでいる。県とさいたま市で2分の1ずつ負担することから、県負担分としては420万円を想定している。県負担分のうち、令和4年度分の125万円については執行残で対応

できる見込みであり、令和5年度分の295万円について、今回、債務負担行為を設定するものである。

- 4 県はさいたま市の清水勇人市長が表明した令和5年度中の鉄道事業者への要請を実現するため、さいたま市と緊密に連携し全力で取組に協力しているところである。さいたま市と毎年度共同調査を実施しているが、令和4年度の共同調査の一部である地質調査業務などが、当初の予定よりも早く完了する見込みが立ったため、調査を前倒しすることが可能となった。そのため、令和5年度の要請に向けて、スピード感を持って着実に取組を進められるよう、調査の前倒しを図るものである。

### 財政課長

- 5 庁内調査の結果、埼玉県手数料条例で定める手数料601種類のうち、190種類の手数料で返信用封筒を求めているとのことであった。主なものとしては、例えば危険物取扱免状の関係で年間9,000件程度、教員免許関係の事務においては年間5,000件程度あると聞いている。
- 6 本県でのインターネット販売の売上げは、令和元年度が39億円、令和2年度が72億円、令和3年度が91億円であり、令和元年度から令和3年度にかけて約2倍に増えている。また、売上げに占めるインターネット販売の割合については、令和元年度が12.1%、令和2年度が22.7%、令和3年度が26.7%とこちらも倍以上に割合が増えている。コロナの影響等により、窓口での購入からインターネットでの購入へ切替えた方が多かったのではないかと考えている。
- 7 さいたま市との配分割合は、平成15年3月にさいたま市が政令市に移行した際に覚書を締結しており、当時の発売実績や人口の割合を踏まえ、埼玉県が77%、さいたま市が23%として設定したところである。その際に覚書で20年後の令和4年度に割合を見直すことが明記されており、今年度見直しを行ったところである。

### 関根委員

- 1 個人タクシーの申請が75%と少し低いと感じるが、その理由は何か。
- 2 行政手続のオンライン化を進めるための改正であれば、証明書等の紙ベースでの送付自体を電子化すべきではないか。また、紙ベースでの送付を希望しない申請者には今回引上げ分の手数料を加算しない取扱いとすべきではないか。
- 3 さいたま市の割合が減っているが、市の取り分はどれくらい減額になるのか。

### 交通政策課長

- 1 支援金の周知については、募集開始時は当然として、募集期間中や締切り前にも繰り返し周知をしてきたところである。個人タクシー事業者に対しても、県内で三つある業界団体を通じて、申請期間中に計5回連絡し、申請のない事業者直接向電話やメールで連絡してもらったので、活用の意思があったにもかかわらず申請ができていない、あるいは制度自体を知らないという事業者は基本的にはいないものと認識している。個人タクシー事業者の申請率が低いという点については、個別の事情もあるかと思うが、支援期間中に休車となっており稼働していない事業者も中にはあるとの事情も伺っている。10月以降分についても、個人タクシー事業者をはじめ事業者に対して、最大限活用してもらえよう、引き続きしっかりと周知サポートしていく。

## 財政課長

- 2 指摘のとおり、証明書等が電子化できればそもそも申請者に対して郵送するといった対応が不要になる。ただし、現時点においては県が発行する公的な許可証や免状等の中には、法令等で交付方法が紙に限定されているものや、交付したものを特定の場所に掲示することが義務付けられているものなど、県の判断で電子化が困難なものがある。現在、国においては、構造改革のためのデジタル原則を定め、証明書等の電子化について、見直しを行っているところである。こうした国の動きも踏まえ、証明書等の電子化については、本県としても遅れることないよう取り組んでいきたい。また、今回の改正は、郵便料金等を加算した額とすることができるという規定であり、当然郵送を希望せず、窓口で受け取られる方に対しては、加算の必要はない。また、将来的に証明書等が電子化された場合は、郵便料金等に係る経費を手数料に上乘せする必要はなくなると考えている。
- 3 割合を変更したことに伴う影響額について、見直しによりさいたま市の割合が23.0%から18.2%まで下がる。令和4年度との比較だと約7.2億円、さいたま市の収益が減る形になる。ただし、さいたま市への影響の激変を緩和するため、令和8年度まで段階的に率を見直し、できる限りの配慮をしている。

## 宇田川委員

- 1 第138号議案及び第171号議案の地方創生臨時交付金について、さきの定例会での補正予算でも不足していたことから「繰越金」や「コロナ基金」を充ててきた。今回新たに配分された145億円では、今回の補正予算の約48億円も含めるとやはり不足していると感じているが、具体的にどのくらい不足しているのか。
- 2 第171号議案について、今回の補正予算では国の経済対策に対応した「埼玉県出産・子育て応援事業」の県負担分に16.5億円の繰越金を充当している、これは市町村にも同様の負担が生じるはずである。市町村の財源がしっかり確保されないと事業実施できない自治体も出てきてしまうことを懸念しているが、財源保障の考え方について伺う。
- 3 第146号議案について、経過措置として、令和6年3月末まで証紙を使用できるとのことだが、制度廃止後の3か月間で十分なのか。また、他県の状況はどうか。

## 財政課長

- 1 現時点での予算上の整理となるが、重点交付金を今後2月定例会での補正予算で財源更正を行い、全て充てたとしても、現在の予算ベースではコロナ対策の経費などで約63億円の不足が生じる見込みである。その分はコロナ基金や繰越金で対応しなければならないと考えている。ただ、コロナ対策経費の内訳としては、主に医療従事者手当や入院協力金であり、実績に応じて増減すると考えられることから不足額は若干増減する見込みである。
- 2 本来、年度途中における国の補正予算に対応する財源については、地方負担が生じることのないよう国において必要な措置を講じるべきものと考えている。今回の「埼玉県出産・子育て応援事業」については、国の経済対策に基づく補正予算で計上された「妊娠出産子育て支援交付金」を活用したものである。本事業のうち、伴走型相談支援及び出産・子育て応援ギフトについては、国が3分の2、県が6分の1、市町村が6分の1の負担割合が国から示されており、新たに地方負担が生じることになる。国は、今回の経済対策により地方の財政負担が増加することについて、地方交付税の再算定を実施し、地方交付税の増額などをして、この財源で対応してほしいとしている。県内の市町村に

よっては、不交付団体があり、不交付団体は従来の留保財源によって対応することになる。

#### 出納総務課長

- 3 県民等が所有している証紙については、経過措置として令和6年3月31日まで使用できる。県民等が所持している未使用証紙は、5年間の還付期間を設け、令和10年12月31日まで受け付ける。県民等が証紙を買いだめしているとは考えにくいいため3か月は妥当と考えている。使用しなかった証紙については返金を行うため、県民等の不利益にはならないと考えている。また他県の状況であるが、現在42道府県が証紙制度を採用している。これまで証紙制度を廃止したのは、全国で、東京都、広島県、大阪府、鳥取県、京都府の5都府県である。全国で一番早く制度を廃止したのは東京都で平成22年3月、直近では今年の10月に京都府が廃止している。

#### 宇田川委員

- 1 第138号議案及び第171号議案の地方創生臨時交付金が約63億円不足することだが、国の積算と県の実情とはかい離しているのではないかと考えている。その点について県としてどのように捉えているのか。
- 2 第171号議案の地方負担分は交付税の増額で対応しているとのことだが、県の負担となる16億5千万円は軽減されているのか。
- 3 第146号議案について、条例の廃止が令和11年となっているが、全体的なスケジュールを伺う。

#### 財政課長

- 1 県の裁量で使える臨時交付金について、今回の国の補正予算によって措置されると期待はしていたものの、計上されていないことから、県の実情と国の考え方にかい離があると考えられる。そこで、本県としては11月16日に追加交付について国へ要望をしたところである。今回は、本県が9都府県首脳会議の座長であったことから、本県が案文を作成し取りまとめた上で、内閣府特命担当大臣あてに要望を提出した。また全国でも同様な声が上がっており、12月6日に全国知事会として国に緊急提言という形で、臨時交付金の追加配分について強く求めているところである。
- 2 地方の財政負担の軽減については、地方交付税の増額という形で増加する地方負担を担保している。しかし、不交付団体については交付税の追加交付はないため、元々ある留保財源で対応する形になる。

#### 出納総務課長

- 3 廃止した先行都府県においては、時期、状況に差はあるが、おおむね6か月程度から1年間程度の周知期間、5年程度の還付期間を設けており、本県も先行都府県とほぼ同じスケジュール感で進める。

#### 宇田川委員

地方創生臨時交付金について、県としても先手先手でより強く訴えてもらいたいが、今後どのように対応していくのか。

## 財政課長

今回の国の総合経済対策では、引き続き予備費の適時適切な執行により迅速に対応するとされており、各自治体の要望を受けて何らかの対応があると考えていることから、国の状況を注視しているところである。ただし状況が改善されない場合は、再度の要望も含め、更に強く要望していきたいと考えている。

## 萩原委員

- 1 第138号議案のうち、地域公共交通運行継続支援事業費について、個人タクシーの申請率が75%とのことだが、申請期間はいつからいつまでだったのか。
- 2 第146号議案について、証紙を扱っている事例はどのようなものがあるのか。

## 交通政策課長

- 1 四半期ごとに実施しており、4月から6月の第1四半期分は8月5日から11月30日まで、7月から9月の第2四半期分は10月12日から11月30日までである。

## 出納総務課長

- 2 証紙の主な手数料は、自動車運転免許手数料、そのほかパスポートの申請手数料、県立高校の受検手数料、建築関係の申請手数料などがある。

## 萩原委員

- 1 個人タクシーについて、三つの協同組合に対して5回連絡をしたとの答弁があったが、三つの協同組合に対して全て5回連絡したのか。
- 2 自動車運転免許手数料が多いと考えられる。キャッシュレス決済に移行した場合、全ての方が対応できるのか。クレジットカードや電子マネーなどを持ってない方やカード等を忘れた方に対する対応はどのようにするのか。

## 交通政策課長

- 1 埼玉県個人タクシー協同組合、彩の国個人タクシー協同組合及び全埼玉個人タクシー協同組合の三つの協同組合に対して、いずれも5回ずつ連絡し、必要に応じて各協同組合から個人に対して連絡してもらった。10月以降もしっかり行っていく。

## 出納総務課長

- 2 約60年続いた証紙制度の廃止となるため、しっかりと周知広報し運転免許センターや警察署などにおいて、忘れてしまったということがないようにしたい。例えば、クレジットカードを持ってない方でも比較的手軽に入手しやすいSuica、WAON、nanacoなどの電子マネーでも支払が可能であることについても周知していく。その上で、お持ちでない方、忘れてしまった方については、現在、予算編成の中で議論しているが、対応について検討していきたい。

## 萩原委員

協同組合からきちんと会員に周知されているのかという問題もある。このような観点から今後どのように取り組んでいくのか伺う。

## 交通政策課長

指摘を踏まえ、業界団体と連携しながらしっかりと会員に伝わるようにしていきたい。

## 白根委員

- 1 第146号議案について、将来的には完全キャッシュレス化を目指すことはいいと考えるが、懸念されるのはキャッシュレス決済を望まない方もいると思う。現金とキャッシュレスの併用を想定しているのか。
- 2 現金とキャッシュレスを併用している他県の状況はどうか。また、併用した場合のコストをどのように考えているのか。
- 3 第138号議案のうち、地域公共交通運行継続支援事業費について、今回の支援金は燃料費の高騰分を支援するものだが、そもそも運休や台数を稼働していないという状況もある中、地域公共交通の状況はどうなっているのか調査は行っているのか。

## 出納総務課長

- 1 原則として、キャッシュレスをお願いしたい。カードを持っていない方や忘れた方については、今後の予算編成の中で対応を検討していく。
- 2 他県では5都府県で証紙を廃止し、廃止後はキャッシュレス決済を導入し始めた。現金とキャッシュレスを併用している自治体では、8割以上は現金での収納となっており、なかなかキャッシュレスが進んでいないと聞いている。全ての支払の方法を用意するとそれなりのコストがかかると考えている。

## 交通政策課長

- 3 バス、タクシー共に、国土交通省の運輸支局と常に情報は共有している。最近では、乗務員がコロナに感染し一時的に減便するなどの連絡もあり、このような情報について県としてもホームページで周知している。

## 白根委員

- 1 現金も併用する可能性があるということだと思うが、いずれにしても完全キャッシュレス化を目指すのか。
- 2 コロナの収束が見えない中、乗務員も生活がかかっている。地域公共交通に対しては、燃料が高騰しているから差額を支援するというだけでなく、もう少し状況を精査した上での支援が必要なのではないか。

## 出納総務課長

- 1 基本方針では、電子申請システムを使える場合は電子申請をしてもらい、電子申請できない場合は窓口でのキャッシュレス化と定めている。これについては、DXビジョンのロードマップにおいても、キャッシュレス化の推進を令和5年度以降、全庁で本格運用していくという目標も定めているので、いずれはキャッシュレス化の実現を図っていきたい。

## 交通政策課長

- 2 今年度は、燃料高騰分に対する支援を行っているが、令和2年度はコロナで厳しい状況に置かれた事業者に対する経営支援を行い、令和3年度はコロナ対策に追加負担が発生することへの支援を行った。県としては、厳しいところにフォーカスして継続的な支

援を行っており、来年度以降についても、状況を見ながら適切な対応を検討していきたい。

#### 田村委員

- 1 第146号議案について、白根委員、萩原委員への答弁を確認したい。申請窓口の現場で現金対応するという答弁があったが、かなり問題がある答弁だと思う。完全キャッシュレス化をしないとイケない。現場で現金を預かることの危険性があるため証紙にしていたのに、現場で現金を預かることにしたらおかしいと考えるがどうか。
- 2 キャッシュレス化のためにクレジットカードや交通系のICカードなどを使用するならば、現場で現金をチャージできるようにすればよい。そこで現金を取り扱うということになると現場は混乱すると考えるがどうか。
- 3 証紙の廃止とキャッシュレス化は、県民の利便性の向上のためにやっている。証紙の時代でも、証紙を忘れた人の対応をしていない。カードを忘れた人の対応も必要ないのではないか。(意見)

#### 出納総務課長

- 1 現場で現金をそのまま扱うのは危険だと考えている。例えば、コンビニエンスストアや銀行などで現金で支払ってもらう方法もある。今までも証紙を購入するために行ってもらっていたので、そういう対応もあると考えている。
- 2 チャージについてもキャッシュレス化を目指すために再度検討していきたい。

#### 田村委員

銀行での支払は現金対応とは言わない。先ほど、現場で現金対応すると答弁があった。内容を整理して会計管理者に答弁をお願いする。

#### 会計管理者

証紙の廃止はDX推進のため、これまで6回の検討会議を踏まえ基本方針を定めた。電子申請システムを活用した電子収納を原則とし、電子申請で対応できない場合は窓口での収納対応とし、キャッシュレスでの収納を原則とする。窓口では現金を扱うことはせずに、Suica、WAON、nanacoなどにより支払ってもらう。電車を利用する方であればSuicaは持っていると思うし、nanacoはコンビニエンスストアで買うことができる。先ほどの質疑は、どうしても現金でないといけない方がいる場合にどう対応するかということだと理解し、窓口で現金を預かるのではなく、そのような方にどう対応したらよいか今後検討していきたいと答弁したものである。窓口で現金を扱うことは、今までも現金や証紙を紛失して職員が処分を受ける事例もあった。証紙を廃止しキャッシュレス化を推進するために今後も検討を進めていく。

#### 柿沼委員

- 1 第146号議案について、支払場所の近くにコンビニエンスストア等がない場合はどのように対応するのか。
- 2 証紙の廃止については周知が大事だと考えるが、どのように行うのか。

#### 出納総務課長

- 1 各窓口で支払が可能な最も近い場所を把握しており、それを窓口に掲示するなどして

案内をする。

- 2 売りさばき人や手数料取扱い各課にも協力してもらい、チラシの掲示により県民に対し周知を図っていく。また、来年度はポスターやチラシを県の機関などへ配布する予定である。さらに、彩の国だよりや市町村の広報誌など掲載料が無料の媒体なども幅広く活用し、漏れがないよう周知を徹底していく。

### 柿沼委員

最も近い場所を案内するとのことだが、キャッシュレスに対応できない方は高齢者が多いと思う。高齢者への対応はどのように行うのか。

### 出納総務課長

クレジットカードを持っていない方でもSuicaやnanacoは持っていると思うので、忘れずに持っていくよう事前に周知をしていく。

### 井上委員

- 1 第171号議案について、この債務負担行為は、令和4年度当初予算で計上されている埼玉高速鉄道線延伸の鉄道事業者への事業実施要請に向けた、速達性向上事業に関する計画素案（案）作成のための調査（ボーリング調査等）とは別事業という認識でよいか。
- 2 要請は埼玉高速鉄道の株主として行うものではなく、延伸してほしい地元自治体として行うのか。
- 3 要請に向けて必要な予算を伴う調査はこの債務負担行為で全てなのか。まだ追加の調査が必要なのか。

### 交通政策課長

- 1 今回の概算建設費の精査は別事業である。令和4年度予算の計画調査業務においては、要請のために必要となる速達性向上計画の素案の作成に係る経費、その前提となる需要予測、「B/C」や採算性の算定、正確な建設費を算定する前提として必要な建設計画を作成するための地質調査を行っているが、今回の追加調査はそれ以外のものとなる。
- 2 地方公共団体の立場で行うものであり株主の立場で行うものではない。自治体が要請するに当たって必要となる計画素案には、正確な概算建設費が必要となる。そのために行う調査であり、自治体の立場として行うものである。
- 3 要請に至るまでに必要となる調査としては今回の概算建設費の精査が最後ではない。要請に当たっては速達性向上事業に関する計画素案を提出する必要があるが、そのためには精査した概算建設費を盛り込んだ上で作成するというステップがある。さらに、「B/C」や採算性を再度精査するというステップもあった上で、計画素案に盛り込むということが必要となり、それらの作業は来年度実施することが想定されている。今年度実施できる調査は今回のものが全てであり、この点についてのみ債務負担行為を設定させてもらいたい。

---

### 【付託議案に対する討論】

なし

---